

中国短期大学収容定員関係学則変更届出書

法 中 第 7 5 号
令和6年12月25日

文部科学大臣 殿

学校法人 中国学園
理事長 中 島 義 雄

このたび、中国短期大学の収容定員に係る学則を変更することについて、学校教育法第4条第2項及び学校教育法施行令第23条の2第1項の規定により、別紙書類を添えて届け出ます。なお、届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します。

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄								備考
計画の区分	短期大学の収容定員に係る学則変更								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン チュウゴクガクエン 学校法人 中国学園								
フリガナ大学の名称	チュウゴクタンキダイガク 中国短期大学								
大学本部の位置	岡山県岡山市北区庭瀬83番地								
大学の目的	本学は、教育基本法及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、地域の文化および福祉の向上並びに産業の振興に寄与することを目的とする。								
新設学部等の目的	令和7年度から、保育学科の入学定員120名を80名に変更し、入学定員充足率の適正化を図る。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	保育学科	2年	80人 (120)	— 年次人	160人 (240)	短期大学士 (保育学)	教育学・保育学 関係	令和7年4月 第1年次	岡山県岡山市北区 庭瀬83番地
計									
同一設置者内における変更（定員の移行、名称の変更等）	中国学園大学 令和7年4月入学定員並びに収容定員変更予定 現代生活学部人間栄養学科（△30） 子ども学部子ども学科（△30）								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位			
		科目	科目	科目	科目				
学部等の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設	保育学科	3人 (3)	3人 (3)	4人 (4)	1人 (1)	11人 (11)	— (—)	— (—)	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3人 (3)	3人 (3)	4人 (4)	1人 (1)	11人 (11)	/	/	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	小計（a～b）	3人 (3)	3人 (3)	4人 (4)	1人 (1)	11人 (11)			
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位数以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)			
計（a～d）	3人 (3)	3人 (3)	4人 (4)	1人 (1)	11人 (11)				
分	計	3人 (3)	3人 (3)	4人 (4)	1人 (1)	11人 (11)	— (—)	— (—)	

短期大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数6人

既設	総合生活学科		3人 (3)	2人 (2)	2人 (2)	1人 (1)	8人 (8)	— (—)	— (—)	短期大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の四分の三の数4人			
	a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	3人 (3)	2人 (2)	2人 (2)	1人 (1)	8人 (8)	/	/				
	b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)						
	小計（a～b）		3人 (3)	2人 (2)	2人 (2)	1人 (1)	8人 (8)						
	c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)						
	d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)						
	計（a～d）		3人 (3)	2人 (2)	2人 (2)	1人 (1)	8人 (8)						
	情報ビジネス学科		4人 (4)	2人 (2)	— (—)	1人 (1)	7人 (7)				— (—)	— (—)	短期大学設置基準別表第一イに定める 基幹教員数の四分の三の数6人
	a.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	4人 (4)	2人 (2)	— (—)	1人 (1)	7人 (7)				/	/	
	b.	基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)						
小計（a～b）		4人 (4)	2人 (2)	— (—)	1人 (1)	7人 (7)							
c.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)							
d.	基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)							
計（a～d）		4人 (4)	2人 (2)	— (—)	1人 (1)	7人 (7)							
計		7人 (7)	4人 (4)	2人 (2)	2人 (2)	15人 (15)	— (—)	— (—)					
合計		10人 (10)	7人 (7)	6人 (6)	3人 (3)	26人 (26)	— (—)	— (—)					
職種		専属			その他		計						
事務職員		13人 (13)			0人 (0)		13人 (13)						
技術職員		0人 (0)			0人 (0)		0人 (0)						
図書館職員		1人 (1)			0人 (0)		1人 (1)						
その他の職員		0人 (0)			0人 (0)		0人 (0)						
指導補助者		0人 (0)			0人 (0)		0人 (0)						
計		14人 (14)			0人 (0)		14人 (14)						
校地等	区分		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計				
	校舎敷地		0㎡		21,250㎡		0㎡		21,250㎡				
	その他		0㎡		13,901㎡		0㎡		13,901㎡				
	合計		0㎡		35,151㎡		0㎡		35,151㎡				
校舎		専用		共用		共用する他の学校等の専用		計					
		0㎡		22,390㎡		0㎡		22,390㎡					
		(0㎡)		(22,390㎡)		(0㎡)		(22,390㎡)					
教室・教員研究室		教室		室		教員研究室		室					
図書・設備	新設学部等の名称		図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		電子ジャーナル 〔うち外国書〕		機械・器具 標本				
			冊		種		点		点				
			〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕				
	計		〔 〕		〔 〕		〔 〕		〔 〕				

スポーツ施設等		スポーツ施設			講堂				厚生補導施設		
		㎡			㎡				㎡		
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
		教員1人当り研究費等		180千円	180千円	一千円	一千円	一千円	一千円		
		共同研究費等		一千円	一千円	一千円	一千円	一千円	一千円		
		図書購入費	1,100千円	1,100千円	1,100千円	一千円	一千円	一千円	一千円		
	設備購入費	690千円	690千円	690千円	一千円	一千円	一千円	一千円			
	学生1人当り納付金			第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
			1,040千円	790千円	一千円	一千円	一千円	一千円			
学生納付金以外の維持方法の概要			私立大学等経常経費補助金、外部資金								
既設大学等の状況	大学等の名称		中国学園大学								
	学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
	現代生活学部 人間栄養学科		年	人	年次 人	人		倍	平成14年度	岡山県岡山市北区 庭瀬83番地	
	子ども学部 子ども学科		4	80	3年次 4	328	学士(栄養学)	0.56			
			4	100	3年次 5	410	学士(子ども学)	0.66	平成18年度		
	国際教養学部 国際教養学科		4	50	3年次 5	210	学士(国際教養)	0.23	平成27年度		
	現代生活学研究科 人間栄養学専攻		2	5	—	10	修士(栄養学)	0.00	平成18年度		
	子ども学研究科 子ども学専攻		2	5	—	10	修士(子ども学)	0.20	平成23年度		
	大学等の名称		中国短期大学								
	学部等の名称		修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	収容定員充足率	開設年度	所在地	
総合生活学科		年	人	年次 人	人		倍	昭和37年度	岡山県岡山市北区 庭瀬83番地		
保育学科		2	85	—	170	短期大学士(生活学)	0.64				
		2	120	—	240	短期大学士(保育学)	0.61	昭和39年度			
情報ビジネス学科		2	80	—	160	短期大学士(経営情報学)	0.52	平成4年度			
附属施設の概要		名称：中国学園大学・中国短期大学附属たねのくに子ども園 目的：乳幼児教育及び保育 所在地：岡山県岡山市北区中撫川351 設置年月：平成31年4月 規模等：敷地面積 6920㎡ 延床面積 2184㎡									

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

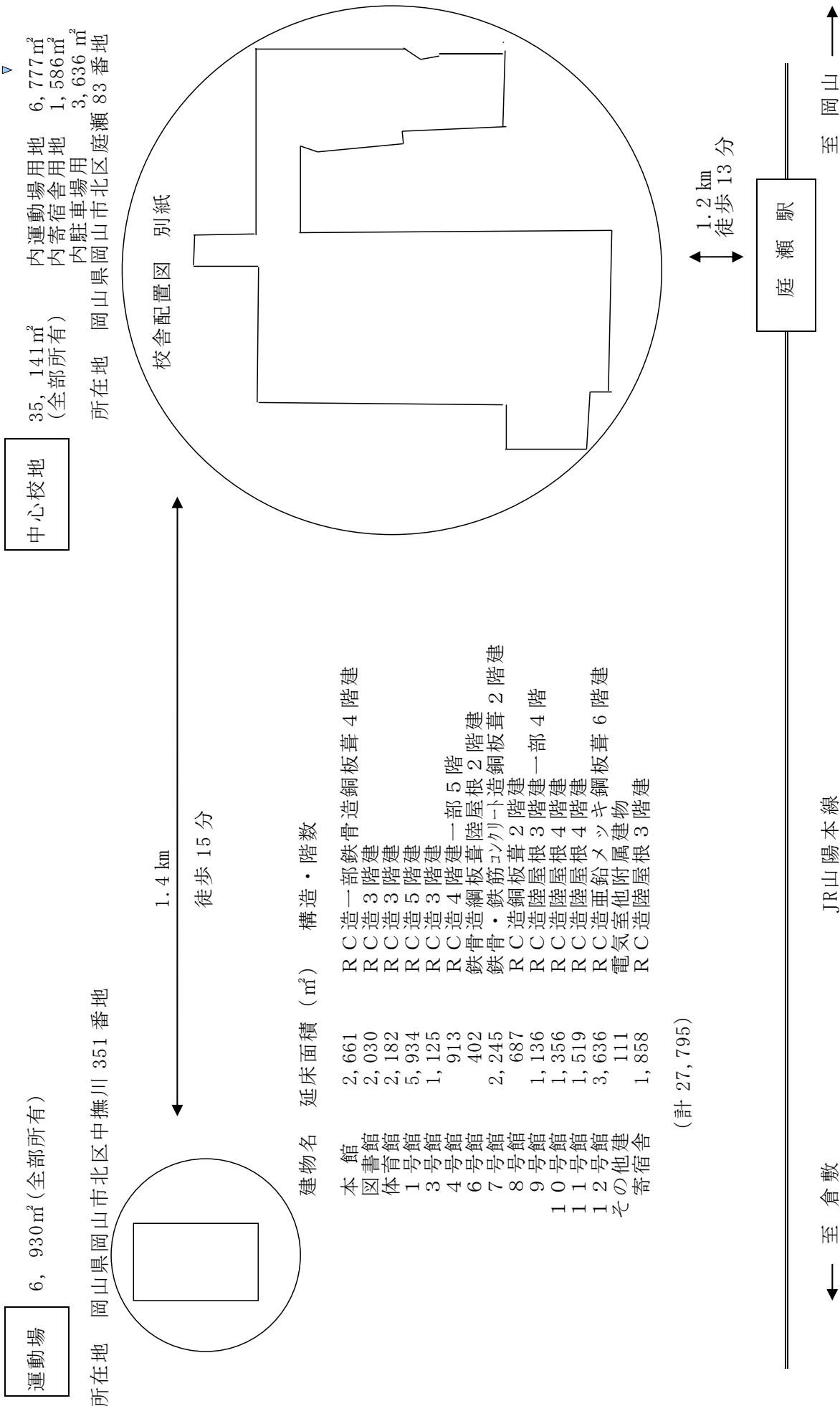
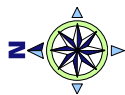
学校法人中国学園 設置認可等に関する組織の移行表

令和6年度				令和7年度				
	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	入学定員	編入学定員 (3年次)	収容定員	変更の事由	
中国学園大学				中国学園大学				
現代生活学部				現代生活学部				
人間栄養学科	80	4	328	人間栄養学科	<u>50</u>	4	208 定員変更 (△30)	
子ども学部				子ども学部				
子ども学科	100	5	410	子ども学科	<u>70</u>	5	290 定員変更 (△30)	
国際教養学部				国際教養学部				
国際教養学科	50	5	210	国際教養学科	50	5	210	
計	230	14	948	計	<u>170</u>	14	<u>708</u>	
中国学園大学大学院				中国学園大学大学院				
現代生活学研究科				現代生活学研究科				
人間栄養学専攻	5	-	10	人間栄養学専攻	5	-	10	
子ども学研究科				子ども学研究科				
子ども学専攻	5	-	10	子ども学専攻	5	-	10	
計	10	-	20	計	10	-	20	
中国短期大学				中国短期大学				
総合生活学科	85	-	170	総合生活学科	85	-	170	
保育学科	120	-	240	保育学科	<u>80</u>	-	160 定員変更 (△40)	
情報ビジネス学科	80	-	160	情報ビジネス学科	80	-	160	
計	285	-	570	計	<u>245</u>	-	<u>490</u>	

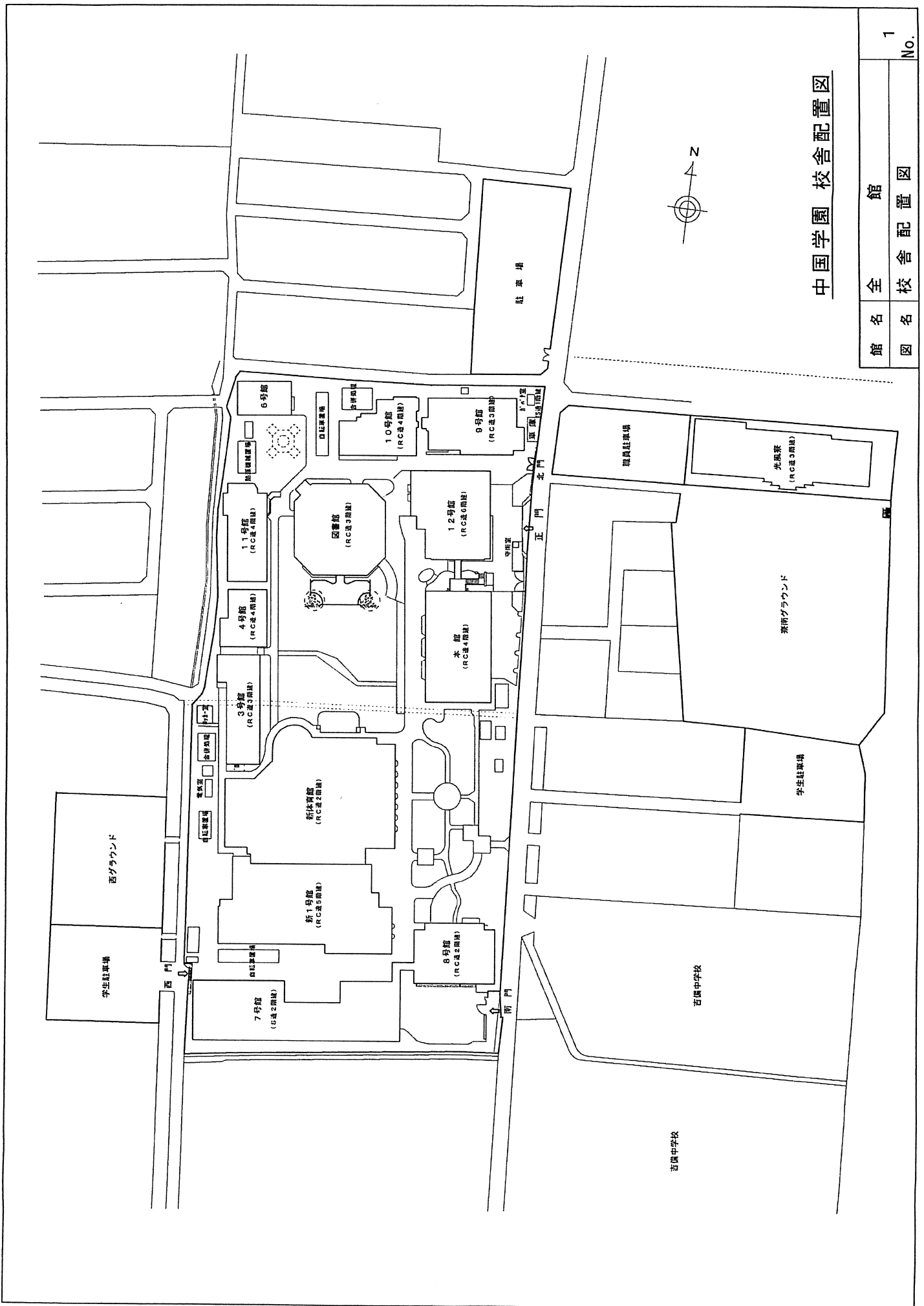


学校法人中国学園
中国学園大学・中国短期大学
岡山市北区庭瀬83番地
086(293)1100

中国学園大学・中国短期大学の位置及び校地・校舎の配置図の概要



図面2



中国学園 校舎配置図

館名	全館	1
図名	校舎配置図	No.

図面3

○中国短期大学学則

昭和37年4月1日
改正 昭和38年4月1日
昭和39年4月1日
昭和40年4月1日
昭和41年4月1日
昭和53年4月1日
昭和54年4月1日
昭和55年4月1日
昭和56年4月1日
昭和57年4月1日
昭和58年4月1日
昭和59年4月1日
昭和59年12月14日
昭和60年4月1日
昭和61年4月1日
昭和62年4月1日
昭和63年4月1日
平成元年4月1日
平成元年4月1日
平成元年4月1日
平成2年4月1日
平成3年4月1日
平成3年10月1日
平成4年4月1日
平成6年4月1日
平成7年4月1日
平成8年4月1日
平成8年4月1日
平成9年4月1日
平成10年4月1日

平成11年4月1日
平成12年4月1日
平成13年4月1日
平成14年4月1日
平成15年4月1日
平成16年4月1日
平成17年4月1日
平成18年3月1日
平成18年4月1日
平成19年4月1日
平成20年4月1日
平成21年4月1日
平成22年4月1日
平成23年4月1日
平成24年4月1日
平成25年4月1日
平成26年4月1日
平成27年4月1日
平成28年4月1日
平成29年4月1日
平成30年4月1日
平成31年4月1日
令和2年4月1日
令和3年4月1日
令和3年4月1日
令和4年4月1日
令和5年4月1日
令和6年4月1日
令和7年4月1日

第1章 総則
(目的)

第1条 中国短期大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の規定及び本学園の自律創世の教学理念に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成するとともに、地域の文化及び福祉の向上ならびに産業の振興に寄与することを目的とする。

2 本学の設置する各学科における人材の養成に関する目的は次のとおりとする。

(1) 総合生活学科

現代生活に関わる分野の専門的・実践的な教育研究を通じ、各人の志向する職業または實際生活に必要な能力の習得を図り、社会に寄与できる人材の育成を目的とする。

(2) 保育学科

乳幼児の保育・教育の教育研究を通じ、専門知識ならびに技能の習得を図り、保育・教育現場において、一人ひとりの乳幼児にあわせた指導のできる保育者として寄与できる人材の育成を目的とする。

(3) 情報ビジネス学科

情報処理やビジネスに関する専門的・実践的な教育研究を通じ、職業人としての能力の習得を図るとともに体験学習などを通して総合的な人間力を養い、地域および広く社会の発展に寄与する人材の育成を目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、教育水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行うとともに、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検および評価を行うにあたっての項目の設定、実施体制等については別に定める。

(教育内容等の改善)

第2条の2 本学は、授業内容および方法の改善を図るための委員会を設け、研修および研究を実施する。

2 前項の委員会については、別に定める。

第2章 学科，学生定員及び修業年限

(学科及び学生定員)

第3条 本学において設置する学科および学生定員は次のとおりとする。

学科	入学定員	収容定員
総合生活学科	85名	170名

保育学科 80名 160名

情報ビジネス学科 80名 160名

(修業年限及び在学年限)

第4条 本学の修業年限は2年とする。

2 学生は4年を超えて在学することはできない。

第3章 学年，学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり，翌年3月31日に終る。

(学期)

第6条 学年を前期，後期に分ける。

前期 4月1日から9月20日まで

後期 9月21日から翌年3月31日まで

(1年間の授業期間)

第7条 授業期間は，定期試験等の期間を含めて，35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第8条 休業日は，次のとおりとする。

土曜日・日曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

本学の創立記念日 6月16日

春期休業日 3月21日から3月31日まで

夏期休業日 8月1日から9月20日まで

冬期休業日 12月25日から翌年1月7日まで

2 必要がある場合，学長は，前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 第1項に定めるもののほか，学長は，臨時の休業日を定めることができる。

4 第1項に定める休業日に，学長が必要と認めるときは，授業を行うことができる。

第4章 入学，退学及び休学

(入学の時期)

第9条 入学の時期は，学年の始めとする。

2 前項の他にも，学長が認めた場合は，学期の区分に従い入学を許可することができる。

(入学資格)

第10条 本学に入学することのできる者は，次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者，又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (6) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (7) 大学において，個別の入学資格審査により，高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で，18歳に達した者
- (8) 専修学校の高等課程で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
(入学志願の手続き)

第11条 本学に入学を志願する者は，本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

提出の時期，方法，提出すべき書類等については別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については，別に定めるところにより，選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第13条 前条の選考の結果合格の通知を受けた者は，所定の期日までに，本学所定の書類を提出するとともに，所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は，前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(転学)

第14条 本学に転学を志願する者があるときは，選考の上，相当年次に入学を許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱い並びに在学すべき年数については，教授会の議を経て学長が決定する。

(退学)

第15条 退学をしようとする者は，事由を付して学長に願出てその許可を得なければならない。

2 学長は、学生の学業成績が著しく不振であると認める場合は、学科での議を経て、当該学生に対して退学を勧告することができる。

3 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(転科)

第16条 本学に在学中の者が転科を希望するときは、選考の上、1年次への転科を許可することができる。

2 転科について必要な事項は別に定める。

(休学)

第17条 疾病その他やむを得ない事由により引続き3か月以上修学することができない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第18条 休学の期間は1年を超えることができない。ただし、特別の事由がある場合は、引続き更に1年まで延長することができる。

2 休学の期間は通算して2年を超えることができない。

3 休学の期間は第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第19条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(再入学)

第20条 願出により退学した者で再入学を願出た者に対しては、教授会の議を経て学長が許可することができる。

2 再入学を許可された者の既修得単位及び在学年数は、個別に認定する。

(除籍)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

- (1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者
- (2) 第18条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (4) 死亡又は長期間にわたり行方不明の者

第5章 教育課程および履修方法

(授業科目)

第22条 授業科目は、教養科目、専門科目とする。

- 2 授業科目を必修科目および選択科目に分け、これを各年次に配当する。
- 3 教養科目の種類および単位数は別表第1のとおりとし、専門科目については次のとおりとする。

総合生活学科 別表第2

保育学科 別表第3

情報ビジネス学科 別表第4

(授業の方法)

第22条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 前項の授業の方法により履修した授業科目について修得した単位については、卒業の要件として修得すべき単位数のうち30単位を超えないものとする。
- 4 本学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎および附属施設以外の場所で行うことができる。
- 5 第2項に関する規程は、別に定める。

(資格等に関する授業科目)

第23条 前条に定めるもののほか資格・称号および免許状等に関する科目を置く。

- 2 授業科目の単位数等は、別表第5及び第6のとおりとし、必要な事項は別に定める。

(単位の計算方法)

第24条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 1つの授業科目について、講義、演習、実験、実習及び実技のうち2つ以上の方法を併用により行う場合は、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、

本学が定める時間数をもって1単位とする。

(4) 個人指導による授業科目については、別に定める。

(5) 特別研究およびゼミナールにおける成果に対しても、その成果を評価して単位を与えることができる。

(単位の授与)

第25条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 単位の認定は、試験、論文、報告書その他によって行う。

(成績の評価基準)

第26条 試験等による成績の評価は、A、B、C、D、Fの5段階の評語をもって表わし、D以上を合格とする。

2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100—90点	A
89—80	B
79—70	C
69—60	D
59—0	F

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第27条 本学を卒業するためには、学生は2年以上在学し次に掲げる単位を修得しなければならない。

学科	教養科目	専門科目		卒業に必要な単位数
	選択	必修	選択	
総合生活学科	12以上	14	26以上	62以上
保育学科	12以上	25	25以上	62以上
情報ビジネス学科	12以上	23	20以上	62以上

2 前項に定める卒業に必要な単位数には、別表第5及び第6に掲げる科目の履修により修得した単位、並びに他学科の開放科目の履修により修得した単位を含めることができる。

(履修科目の登録の上限)

第27条の2 学生は、各年度の当初において、所定の期間内に、当該年度において履修しようとする授業科目について「履修登録」を行わなければならない。履修登録のない授業

科目については、単位認定を行わない。

2 授業科目の単位修得に必要な学修時間の確保の観点から、1年間に履修科目として登録することができる単位数の上限を50単位と定める（CAP制）。ただし次の各号に定めるものについては登録単位数の上限から除くものとする。

- (1) 卒業要件外の授業科目を履修する場合
- (2) 教育実習等の学外実習科目を履修する場合
- (3) 集中講義科目を履修する場合
- (4) 卒業年次生の場合

3 前項に関し、必要な事項は別に定める。

（卒業）

第28条 本学に2年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

（学位の授与）

第29条 前条の規定により卒業した者には、本学学位規程の定めるところにより短期大学士の学位を授与する。

（資格等の取得）

第30条 本学において取得できる資格・称号及び免許状の種類は、次のとおりとする。

学科	資格・称号及び免許状の種類
総合生活学科	ビジネス実務士 フードコーディネーター3級 介護職員初任者研修 介護保険事務管理士受験資格 医事管理士受験資格 介護福祉士受験資格
保育学科	幼稚園教諭二種免許状 保育士
情報ビジネス学科	ビジネス実務士 上級ビジネス実務士 情報処理士 上級情報処理士 ウェブデザイン実務士

	プレゼンテーション実務士 社会調査アシスタント 医事管理士受験資格
--	---

2 前項に定める資格・称号および免許状を取得しようとする者は、本学則第27条に定める卒業要件を満たし、別表第1から別表第6より別に定める授業科目および所定の単位を取得しなければならない。

(他学科における授業科目の履修等)

第30条の2 教育上有益と認めるときは、学生が他学科において開設する授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定による他学科において開設する授業科目の履修および単位の修得等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の短期大学又は大学における授業科目の履修等)

第31条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が、他の短期大学又は大学において、履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の短期大学又は大学に留学する場合に準用する。

3 前2項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(短期大学又は大学以外の教育施設における学修)

第32条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

3 前2項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第33条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に短期大学、又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 学生が入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転学等の場合

を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第31条第1項及び前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて、30単位を超えないものとする。この場合において、第31条第2項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせるときは、45単位を超えないものとする。

4 前3項の実施に関し、必要な事項は別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料等

(検定料等の金額)

第34条 本学の検定料、入学料、授業料等の金額は次のとおりとする。

検定料 24,000円

入学料 250,000円

授業料等 下表のとおり

項目	学科	総合生活学科 保育学科 情報ビジネス学科
	授業料	
教育充実費		220,000円
施設設備費		160,000円

(授業料等の納期)

第35条 授業料等の納期は、次のとおりとする。

ただし、特別の事由があると認められた者は、延納又は分納することができる。

前期分 4月20日

後期分 10月20日

2 入学、転学、再入学、復学の場合は、本学の指定する手続完了日までとする。

(その他の費用)

第36条 検定料、入学料、授業料等のほか、実験実習費、その他教育に必要な経費を徴収する。

2 前項に規定する費用の種類、金額、納入に必要な手続き等については別に定める。

(休学者、退学者、および停学者の授業料等)

第37条 休学者等の授業料等については次のとおりとする。

2 休学した月から復学した月の前月までの期間における授業料等は免除する。

3 前期又は後期中途において、退学したとき、又は退学処分を受けたときは、当該期分

の授業料等を徴収する。

- 4 停学期間中の授業料等は徴収する。
- 5 前期又は後期中途において、復学又は入学した者は、復学又は入学した月から当該期末までの授業料等を復学又は入学した月に納付しなければならない。
- 6 授業料等未納者の休学、退学及び卒業は認めない。

(既納の納付金)

第38条 既納の授業料等、入学料、検定料は原則として返付しない。

(授業料の免除及び徴収の猶予)

第39条 経済的理由によって納付が困難であり、かつ学業優秀と認める場合又はその他やむを得ない事情があると認められる場合は、授業料の全部もしくは一部を免除し、又は徴収を猶予することがある。

- 2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

第8章 優待生

(優待生)

第40条 奨学のため、優待生の制度を設ける。

- 2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

第9章 職員組織

(職員組織)

第41条 本学に学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、事務職員、その他必要な職員を置く。

第10章 教授会

(教授会)

第42条 本学に教授会を置く。

(教授会の構成)

第43条 教授会は、専任の教授をもって組織する。

- 2 前項の規定にかかわらず、教授会が必要と認めたときは、教授会に専任の准教授、講師、助教を加えることができる。

(審議事項)

第44条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べる。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
- (2) 学位の授与

(3) 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長および短期大学部長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 教授会に関しその他必要な事項は、別に定める。

第11章 科目等履修生，長期履修学生，研究生および外国人留学生

(科目等履修生)

第45条 本学の授業科目の履修を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて科目等履修生として履修を許可することができる。

2 科目等履修生には、本学則第25条及び第26条の規定を準用して単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関して必要な事項は別に定める。

(長期履修学生)

第46条 第4条に定める修業年限を超え一定の期間にわたり授業科目を履修することを目的として、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、長期履修学生として入学を許可する。

2 長期履修学生に関して必要な事項は別に定める。

(研究生)

第47条 本学において、特定の事項について研究を希望する者があるときは、本学の教育に支障のない限りにおいて、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関して必要な事項は別に定める。

(外国人留学生)

第48条 外国人で、短期大学等において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第49条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(懲戒)

第50条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の

議を経て学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する学生に対して行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなくて、出席が常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第13章 図書館

(図書館)

第51条 本学に図書館を置く。

- 2 図書館に関する規則は、別に定める。

第14章 厚生施設

(保健室)

第52条 本学に保健室を置く。

- 2 保健室は、学生及び職員の保健管理にあたる。

(学生寮)

第53条 本学に学生寮を置く。

- 2 学生寮に関する規則は別に定める。

第15章 その他

(学則の改正)

第54条 この学則の改正は、教授会の議を経て行う。

(補則)

第55条 この学則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この学則は昭和37年4月1日から施行する。

附 則 (昭和38年4月1日)

この学則は昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年4月1日)

この学則は昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和40年4月1日)

この学則は昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月1日）

この学則は昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年4月1日）

この学則は昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和54年4月1日）

この学則は昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和55年4月1日）

この学則は昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日）

この学則は昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年4月1日）

この学則は昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和58年4月1日）

この学則は昭和58年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日）

この学則は昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月14日）

この学則は昭和59年12月14日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日）

この学則は昭和60年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年4月1日）

この学則は昭和61年4月1日から施行する。

ただし、昭和61年度から平成10年度の間の学生定員については、第2章第3条の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部・学科等	昭和61年度		昭和62年度～平成9年度		平成10年度	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科生活教養専攻	100人	160人	100人	200人	60人	160人
英語英文科	100人	150人	100人	200人	50人	150人
音楽科器楽専攻	60人	105人	60人	120人	45人	105人
音楽科声楽専攻	20人	35人	20人	40人	15人	35人

附 則（昭和62年4月1日）

この学則は昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日）

この学則は昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この学則は平成元年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

附 則（平成元年4月1日）

この学則は平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成元年4月1日）

この学則は平成元年4月1日から施行する。

ただし、昭和63年度以前の入学者の学納金の項目については第35条を適用し、その額は従前のものとする。

附 則（平成2年4月1日）

この学則は平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年4月1日）

この学則は平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成3年10月1日）

この学則は平成3年10月1日から施行する。

ただし、検定料、入学料は平成4年度入学にかかるものから適用する。

附 則（平成4年4月1日）

この学則は平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年4月1日）

この学則は平成6年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

附 則（平成7年4月1日）

この学則は平成7年4月1日から施行する。

ただし、検定料は平成7年度入学にかかるものから適用する。

附 則（平成8年4月1日）

この学則は平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成8年4月1日）

この学則は平成8年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用し、音楽科器楽専攻・声楽専攻については、平成7年度以前の入学生が在籍する間存続するものとする。

なお、音楽科の学生定員については附則15の規定にかかわらず次のとおりとする。

学部・学科等	年度	平成8年度		平成9年度		平成10年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
音楽科器楽専攻			60人				
音楽科声楽専攻			20人				
音楽科		80人	80人	80人	160人	60人	140人

附 則（平成9年4月1日）

この学則は平成9年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

附 則（平成10年4月1日）

この学則は平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度から平成12年度の間学生定員については、第2章第3条及び附則15の規定にかかわらず次の通りとする。

学部・学科等	年度	平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生活学科生活教養専攻		100人	200人	85人	185人	85人	170人	60人	145人
英語英文科		100人	200人	90人	190人	90人	180人	50人	140人
音楽科		80人	160人	75人	155人	75人	150人	60人	135人

附 則（平成11年4月1日）

この学則は平成11年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、附則29の表中「英語英文科」を「英語コミュニケーション学科」に、「生活学科生活教養専攻」を「総合生活学科」に改める。

附 則（平成12年4月1日）

この学則は平成12年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、平成12年度の収容定員については、第2章第3条の規定にかかわらず次の通りとする。

学部・学科等	年度	平成12年度
		収容定員
英語コミュニケーション学科		165人
音楽科		135人

附 則（平成13年4月1日）

この学則は平成13年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

附 則（平成14年4月1日）

この学則は平成14年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用し、人間栄養学科については、平成13年度以前の入学生が在籍する間存続するものとする。

附 則（平成15年4月1日）

この学則は平成15年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

附 則（平成16年4月1日）

この学則は平成16年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、平成16年度の収容定員については、第2章第3条の規定にかかわらず次の通りとする。

学部・学科等	年度	平成16年度
		収容定員
保育学科		270人
英語コミュニケーション学科		130人
音楽科		110人

附 則（平成17年4月1日）

この学則は平成17年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

附 則（平成18年3月1日）

この学則は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、平成18年度の収容定員については、第2章第3条の規定にかかわらず次の通りとする。

学部・学科等	年度	平成18年度
		収容定員
保育学科		250人
情報ビジネス学科		180人

附 則（平成19年4月1日）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日）

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月1日）

この学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年4月1日）

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 音楽科については、平成23年4月から学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

附 則（平成24年4月1日）

1 この学則は平成24年4月1日から施行する。

2 専攻科音楽専攻については、在学生の修了をもって廃止する。

附 則（平成25年4月1日）

この学則は平成25年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、平成25年度の収容定員については、第2章第3条の規定にかかわらず次の通りとする。

年度	平成25年度
----	--------

学部・学科等	収容定員
保育学科	220人
英語コミュニケーション学科	85人

附 則（平成26年4月1日）

- この学則は平成26年4月1日から施行する。
- 英語コミュニケーション学科については、平成26年4月から学生募集を停止し、在学生の卒業をもって廃止する。

附 則（平成27年4月1日）

この学則は平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月1日）

この学則は平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日）

この学則は平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日）

この学則は平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日）

この学則は平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年4月1日）

- この学則は令和2年4月1日から施行する。
- 専攻科介護福祉専攻については、令和2年4月から学生募集を停止し在学生の修了をもって廃止する。

附 則（令和3年4月1日）

この学則は令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日）

この学則は令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日）

この学則は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この学則は令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この学則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この学則は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、この学則改正前に入学した者については、従前の学則を適用する。

なお、令和7年度の収容定員については、第2章第3条の規定にかかわらず次の通りとする。

学部・学科等	年度	令和7年度
		収容定員
総合生活学科		170人
保育学科		200人
情報ビジネス学科		160人

別表第1

教 養 科 目

授 業 科 目	必 修 単 位	選 択 単 位	備 考
日本語表現		2	12単位以上必修
芸術		2	
法学概論		2	
日本国憲法		2	
経済学		2	
心理学		2	
人間関係とコミュニケーション		2	
社会保障論		2	
人間の尊厳と自立		2	
社会学		2	
時事問題		2	
社会福祉概論		2	
自然科学概論		2	
遊びの中の数学		1	
情報処理概論		2	
キャリア開発論		2	
体育講義		1	
体育実技		1	
フレッシュャーズセミナー		2	
英語A		2	
英語B		2	
中国語		2	
韓国語		2	
計		43	

別表第2

総合生活学科

授 業 科 目	必 修 単 位	選 択 単 位	備 考
生活学概論A	2		
生活学概論B	2		
生活学概論C	2		
生活学概論D	2		
生活学基礎演習		1	
ホスピタリティとマナー	2		
※ ファッションと生活		2	
※ 食と生活		2	
アパレル基礎実習		1	
アパレル企画実習		1	
※ 公衆衛生学		2	
地域共生社会論		2	
地域福祉論		2	
※ 社会福祉論		2	
※ 食と健康		2	
※ 食品の世界		2	
食空間と調理		2	
基礎調理演習		1	
応用調理演習		1	
食生活演習		1	
調理実習Ⅰ		1	
調理実習Ⅱ		1	
製菓演習		1	
フードコーディネータ実習		1	
食品加工実習		1	
※ フードマーケティング論		2	
※ ヒューマンケア		9	
※ 生活とデザイン		2	
※ 色彩学		2	
生活デザイン実習A		1	
生活デザイン実習B		1	
※ ファッションビジネス		2	
ファッションコーディネート演習		1	
生活情報基礎演習		1	
※ 生活情報演習A		1	
※ 生活情報演習B		1	
キャリア開発演習		1	
総合生活学セミナーA		1	
総合生活学セミナーB		1	
総合生活学セミナーC		1	
総合生活学セミナーD		1	
総合生活学セミナーE		1	
医療管理事務総論		2	
秘書学		2	
介護保険事務論		2	
医事コンピュータ演習Ⅰ		1	
医事コンピュータ演習Ⅱ		1	
医療事務情報演習		1	
診療報酬請求事務Ⅰ		2	
診療報酬請求事務演習Ⅰ		1	
診療報酬請求事務Ⅱ		2	
診療報酬請求事務演習Ⅱ		1	
医療情報管理論		2	
接遇演習		1	
介護概論		2	
介護の基本Ⅰ		2	
介護の基本Ⅱ-A		2	
介護の基本Ⅱ-B		2	
認知症の理解Ⅰ		2	
認知症の理解Ⅱ		2	
人間発達学		2	
発達と老化の理解		2	
障害者支援論		2	
障害の理解		2	
医学一般		2	
こころからだのしくみⅠ		2	
こころからだのしくみⅡ		2	
リスクマネジメント論		2	
※ メンタルヘルス学		2	
※ 応用メンタルヘルス学		2	
医療事務セミナー		1	
生活コミュニケーション論	2		
生活コミュニケーション演習A	1		
生活コミュニケーション演習B	1		
生活コミュニケーション演習C		1	
生活コミュニケーション演習D		1	

生活コミュニケーション特論		2	
計	14	113	

※印は、他学科開放科目

別表第3

保 育 学 科

授 業 科 目	必 修 単 位	選 択 単 位	備 考
社会福祉	2		
教育原理	2		
子ども家庭支援論		2	
子ども家庭福祉		2	
保育原理	2		
社会的養護 I		2	
保育者論	2		
保育者基礎演習	1		
教育心理学	2		
子ども家庭支援の心理学	2		
子どもの理解と援助		1	
子どもの保健		2	
子どもの健康と安全		1	
子どもの食と栄養A		1	
子どもの食と栄養B		1	
(保育内容)健康	1		
(保育内容)人間関係	1		
(保育内容)環境	1		
(保育内容)言葉	1		
(保育内容)表現	1		
健康の指導法		2	
人間関係の指導法		2	
環境の指導法		2	
言葉の指導法		2	
表現の指導法		2	
乳児保育 I		2	
乳児保育 II		1	
特別支援教育入門	2		
社会的養護 II		1	
教育・保育課程論	2		
保育内容総論	1		
子育て支援		1	
教育・保育技術論		2	
親子ふれあい演習 A		1	
親子ふれあい演習 B		1	
保育実習指導 A		1	
保育実習指導 B		1	
保育実習指導 C		1	
保育実習指導 D		1	
保育実習 A		2	
保育実習 B		2	
保育実習 C		2	
保育実習 D		2	
教育実習		4	
教育実習指導		1	
教育相談		2	
子どもと防災		1	
保育・教職実践演習 (幼稚園)		2	
保育内容の理解と方法 A	1		
保育内容の理解と方法 B	1		
保育内容の理解と方法 C		1	
保育内容の理解と方法 D		1	
音楽基礎演習 A		1	
音楽基礎演習 B		1	
音楽実践演習 A		1	
音楽実践演習 B		1	
保育者対話実践演習		1	
保育教材および表現の研究		1	
計	25	61	

☐ 1 単位選択必修

☐ 2 単位選択必修

別表第4

情報ビジネス学科

授 業 科 目	必 修 単 位	選 択 単 位	備 考
経営学概論	2		
現代企業論		2	
マーケティング		2	
経営戦略論		2	
※ 基礎簿記A		2	
※ 基礎簿記演習A		1	
基礎簿記B		2	
基礎簿記演習B		1	
簿記特別演習		1	
簿記論A		2	
簿記演習A		1	
簿記論B		2	
簿記演習B		1	
コンピュータ会計		1	
ファイナンシャルプラン	2		
ファイナンシャルプラン演習	1		
秘書学		2	
ビジネス実務A	2		
ビジネス実務B		2	
実践学修の学び方		2	
地域創生学		2	
インターンシップ		2	
キャリアプランニング	2		
※ プレゼンテーション概論		2	
※ プレゼンテーション演習A		2	
プレゼンテーション演習B		2	
情報処理論	2		
情報処理演習	1		
通信ネットワーク		2	
コンピュータ科学		2	
ITパスポート特別講義		2	
ITパスポート特別演習		1	
※ 文書処理		1	
※ ビジネスコンピューティングA		1	
※ ビジネスコンピューティングB		1	
※ データベース		1	
プログラミング概論		2	
プログラミング演習		1	
アルゴリズムとデータ構造		2	
マルチメディア	1		
デジタルフォト		2	
コンピュータグラフィックス		2	
映像制作		1	
情報メディア論	2		
ソーシャルメディア演習		1	
クロスリアリティ		2	
音響メディア論		2	
コンピュータミュージック		2	
ウェブデザインA		2	
ウェブデザインB		2	
ウェブデザイン演習		2	
ウェブアプリ開発		2	
対人関係の心理学	2		
経済の心理学		2	
心の健康の心理学		2	
産業・ビジネスの心理学		2	
データサイエンスA	2		
データサイエンスB		2	
データサイエンスC		2	
社会調査論		2	
社会調査演習		2	
ゼミナールA	2		
ゼミナールB	2		
計	23	86	

※印は、他学科開放科目

別表第5

医事管理士受験資格に関する科目
(情報ビジネス学科)

授 業 科 目	要修得単位数	備 考
医療管理事務総論	2	
発達と老化の理解	2	
診療報酬請求事務Ⅰ	2	
診療報酬請求事務演習Ⅰ	1	
計	7	

別表第6 介護福祉士受験資格に関する科目
(総合生活学科)

授 業 科 目	必修 単位	選択単位	備考
生活支援技術Ⅰ		2	
生活支援技術Ⅱ		2	
生活支援技術Ⅲ		2	
生活家事支援技術		2	
生活余暇支援技術		1	
総合生活学セミナーKⅠ		1	
総合生活学セミナーKⅡ		1	
総合生活学セミナーKⅢ		1	
総合生活学セミナーKⅣ		1	
介護過程Ⅰ		1	
介護過程Ⅱ		1	
介護過程Ⅲ		1	
特別研究		2	
介護実習Ⅰ―①		2	
介護実習Ⅰ―②		2	
介護実習Ⅰ―③		2	
介護実習Ⅱ		5	
医療的ケアⅠ		4	
医療的ケアⅡ		2	
計		35	

中国短期大学学則（昭和37年種別なし）新旧対照表

現行	改正後（案）																								
<p>○中国短期大学学則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年4月1日</p> <p style="text-align: right;">改正 昭和38年4月1日</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月1日</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 学科，学生定員及び修業年限 （学科及び学生定員）</p> <p>第3条 本学において設置する学科および学生定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="224 893 750 1077"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合生活学科</td> <td>85名</td> <td>170名</td> </tr> <tr> <td>保育学科</td> <td>120名</td> <td>240名</td> </tr> <tr> <td>情報ビジネス学科</td> <td>80名</td> <td>160名</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条以下（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この学則は昭和37年4月1日から施行する。</p>	学科	入学定員	収容定員	総合生活学科	85名	170名	保育学科	120名	240名	情報ビジネス学科	80名	160名	<p>○中国短期大学学則</p> <p style="text-align: right;">昭和37年4月1日</p> <p style="text-align: right;">改正 昭和38年4月1日</p> <p style="text-align: center;">略</p> <p style="text-align: right;">令和6年4月1日</p> <p style="text-align: right;">令和7年4月1日</p> <p>第1章（略）</p> <p>第2章 学科，学生定員及び修業年限 （学科及び学生定員）</p> <p>第3条 本学において設置する学科および学生定員は次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1176 893 1702 1077"> <thead> <tr> <th>学科</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合生活学科</td> <td>85名</td> <td>170名</td> </tr> <tr> <td>保育学科</td> <td>80名</td> <td>160名</td> </tr> <tr> <td>情報ビジネス学科</td> <td>80名</td> <td>160名</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条以下（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この学則は昭和37年4月1日から施行する。</p>	学科	入学定員	収容定員	総合生活学科	85名	170名	保育学科	80名	160名	情報ビジネス学科	80名	160名
学科	入学定員	収容定員																							
総合生活学科	85名	170名																							
保育学科	120名	240名																							
情報ビジネス学科	80名	160名																							
学科	入学定員	収容定員																							
総合生活学科	85名	170名																							
保育学科	80名	160名																							
情報ビジネス学科	80名	160名																							

附 則（令和6年4月1日）

この学則は，令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この学則は，令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日）

この学則は，令和7年4月1日から施行する。

ただし，この学則改正前に入学した者については，従前の学則を適用する。

なお，令和7年度の収容定員については，第2章第3条の規定にかかわらず次の通りとする。

学部・学科等	年度	令和7年度
		収容定員
総合生活学科		170人
保育学科		200人
情報ビジネス学科		160人

15 学則の変更の趣旨等を記載した書類

ア 学則変更（収容定員変更）の内容

中国短期大学保育学科は、令和7年度入学生より入学定員及び収容定員について下記の通り変更する。これに伴い、短期大学全体の入学定員及び収容定員についても下記の通り変更する

中国短期大学

学科	現行		変更後		差	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
保育学科	120	240	80	160	△40	△80
総合生活学科	85	170	85	170	—	—
情報ビジネス学科	80	160	80	160	—	—
中国短期大学	285	570	245	490	△40	△80

イ 学則変更（収容定員変更）の必要性

中国短期大学保育学科は、昭和39年に設置以来、中国短期大学学則第1条第2項に示されているように、「乳幼児の保育・教育の教育研究を通じ、専門知識ならびに技能の習得を図り、保育・教育現場において、一人ひとりの乳幼児にあわせた指導のできる保育者として寄与できる人材の育成」という目的の実現を図り、岡山県内外の保育・児童福祉界に8,000人を越える保育者を輩出してきた。

保育学科の卒業生進路状況

	卒業者数	就職希望者数	就職者数	就職率	進学者数	進路決定率
令和3年度	104	94	94	100.0%	3	100.0%
令和4年度	70	68	66	97.1%	0	97.1%
令和5年度	80	75	75	100.0%	3	100.0%

しかしながら、近年の保育学科の入学者数は減少傾向を続けており、令和6年度の入学生定員充足率は52.5%になり、令和7年度にも回復の見込みは立っていない。

保育学科の入学者数・在学生数の推移

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
入学者数	110	82	87	84	63
入学定員	120	120	120	120	120
入学定員充足率	91.7%	68.3%	72.5%	70.0%	52.5%
在学生数	236	190	166	171	147
収容定員	240	240	240	240	240
収容定員充足率	98.3%	79.2%	69.2%	71.3%	61.3%

保育学科は、平成 25 年度より入学定員を 100 名から 120 名に増員し、岡山市を中心とした保育所の待機児童解消に向けて保育士養成を拡大した。定員充足できた年もあったが、近年は入学定員・収容定員を充たすことができないでいる。

このような状況になった背景として考えられることは、第一に、保育士になろうとする高校生の減少をあげることができる。責任の重さや保護者対応等に心を痛めながらも待遇がよくない保育士の現状を耳にして、保育現場に就職したいという高校生が減少している。日本私立学校振興・共済 事業団によると私立短期大学教育学系の志願者は 14,866 人から 12,300 人へ 2,566 人減少している。

第二に、短期大学離れが進んでいることである。短期大学として志願者数は 45,990 人から 40,082 人に減少し、入学定員充足率は 71.99%から 70.08%に減少している。これを受けて、岡山県内においても令和 7 年度より募集停止をする短期大学が 2 校ある（就実短期大学、美作大学短期大学部）。

このような現状を鑑み、保育学科において短期大学における保育士・幼稚園教諭の養成を継続し、地域社会の保育・子育て環境の改善・充実に貢献できるように、入学定員、収容定員を見直し、学生数を絞った上で、一人ひとりの学生に対するきめ細やかで丁寧な指導を行い、より高い専門的な実践力と得意分野を身につけた保育者・教育者の養成教育を推進するように取り組む。

ウ 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

(ア) 教育課程の変更内容

今回の保育学科の収容定員変更に伴う指定保育士養成施設指定基準に基づく教育課程、及び、教育職員免許法、同法施行規則及び教職課程認定基準に基づく教育課程についての変更はなく、これまでと同等の教育内容が確保されている。

なお、保育学科の収容定員変更に伴う教養科目等の全学共通科目や学科共通科目等、他学科等に影響を与える授業科目等についての変更はない。

(イ) 教育方法及び履修指導方法の変更内容

今回の保育学科の収容定員変更に伴う教育方法及び履修指導方法の変更は行わない。

これまでと同様に、演習科目はクラスを二つに分けて実施する。これにより、従前と同様に、質の高い少人数教育を行い、実践力の高い保育士・幼稚園教諭の養成を行う。

履修指導についてもこれまでと同様に、入学時及び各年度のはじめに「学生の手引き」等を活用してオリエンテーションを行い、科目履修について説明・指導を行う。また、各学年には複数の担任教員（チューター）を配置し、確実に履修指導ができる体制を確保していく。

なお、保育学科の収容定員変更に伴う教養科目等の全学共通科目や学科共通科目等、他学科等に影響を与える授業科目等についての変更はない。

(ウ) 教員組織の変更内容

今回の保育学科の収容定員変更に伴う指定保育士養成施設指定基準、教育職員免許法、

同法施行規則及び教職課程認定基準に基づく教員組織については、それぞれの基準を満たす基幹教員及び非常勤教員を配置する点において変更はない。ただし、収容定員の削減に伴い、常勤教員を削減せざるを得ない。一人ひとりの教員がより密度を上げて教育実践に取り組み、より教育効果を上げるように努める。

なお、保育学科の収容定員変更に伴う教養科目等の全学共通科目や学科共通科目等、他学科等に影響を与える授業科目等についての変更はない。

(エ) 中国短期大学全体の施設・設備の変更内容

保育学科の収容定員変更に伴う中国短期大学全体の施設・設備の変更はない。今後とも、学習環境の改善・充実に取り組んでいく。

16 学生の確保の見通し等を記載した書類

(1) 収容定員を変更する組織の概要

①収容定員を変更する組織の概要

中国短期大学保育学科は、令和7年度入学生より入学定員及び収容定員を下記の通りとする。

中国短期大学（庭瀬キャンパス）

学科	現行		変更後		差	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合生活学科	85	170	85	170	—	—
保育学科	120	240	80	160	△40	△80
情報ビジネス学科	80	160	80	160	—	—
中国短期大学	285	570	245	490	△80	△80

②収容定員を変更する組織の特色

保育学科は「乳幼児の保育・教育の教育研究を通じ、専門知識ならびに技能の習得を図り、保育・教育現場において、一人ひとりの乳幼児にあわせた指導のできる保育者として寄与できる人材の育成」（中国短期大学学則第1条第2項）を目的とし、保育士、幼稚園教諭の養成に取り組んでいる。

なお、学校法人中国学園が設置している中国学園大学には、保育学科と近接する学問分野を持つ子ども学部（入学定員を100人から70人、収容定員を410人から290人に削減の届出中、所在地：同一キャンパス）がある。

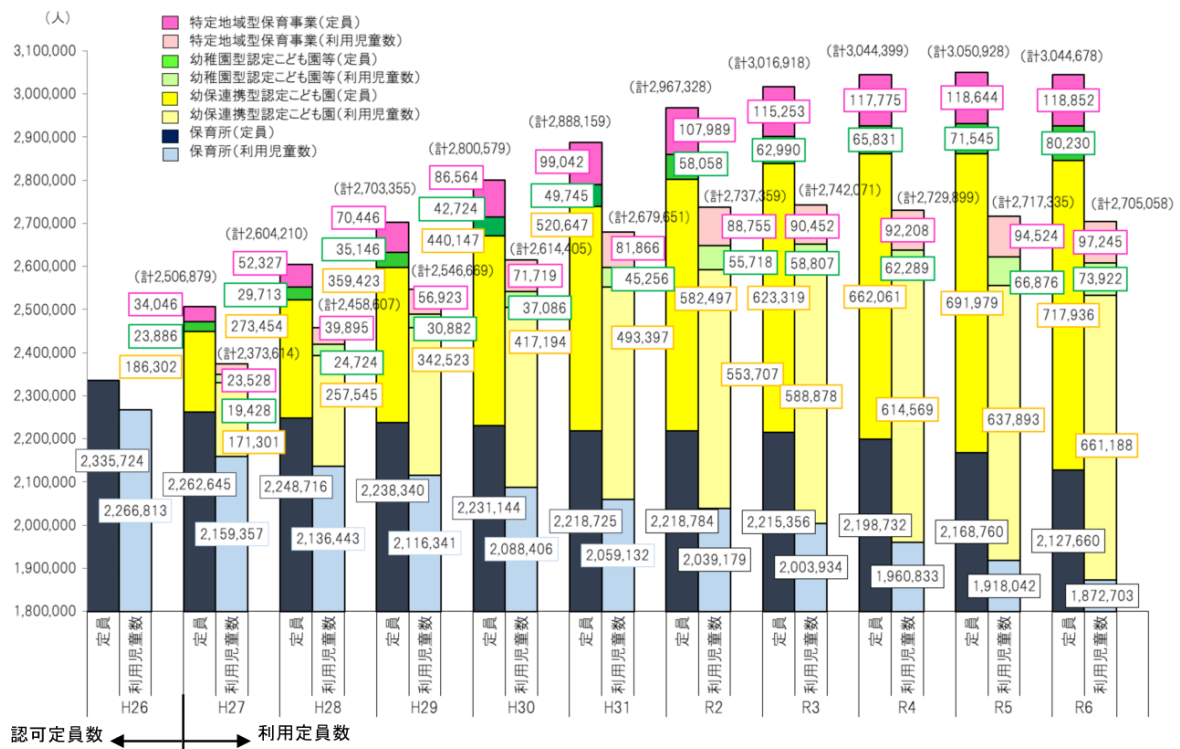
(2) 人材需要の社会的な動向等

①収容定員を変更する組織で養成する人材の全国的、地域的、社会的動向の分析

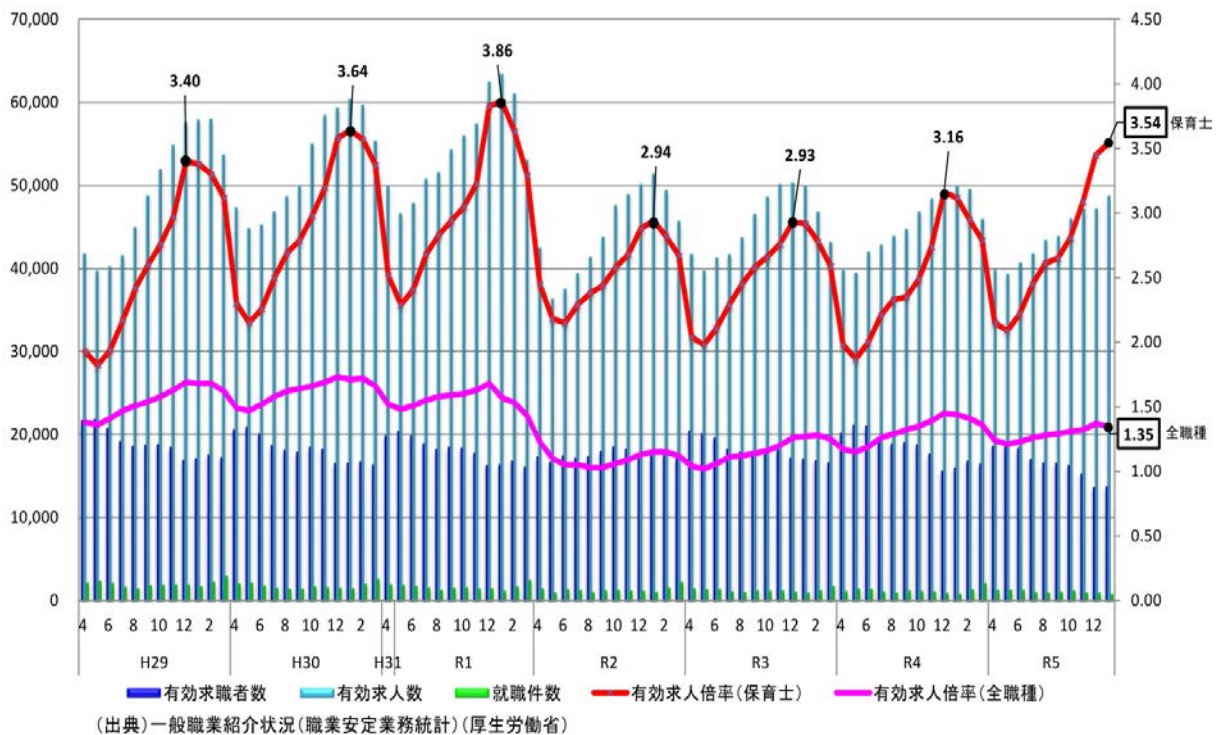
保育者の需要は依然として高い水準にある。少子化が進んでいるものの、女性就労者が増え、共働き世帯が増える中で、保育へのニーズは根強くある。こども家庭庁による「保育所等関連状況取りまとめ（令和6年4月1日）」によると、保育所・認定こども園等の数は増加を続け、利用児童数は令和3年度の2,742,071人がピークになっているが、令和6年度でも2,705,058人が利用している。

また、保育士の有効求人倍率を見ると、令和6年1月で3.54倍であり、全職種平均の1.35倍と比べると、依然高い水準で推移している。令和3年から6年までの1月の有効求人倍率は、岡山県では4.66→4.74→5.09→5.38、隣県の広島県も3.27→3.79→4.94→6.55と全国的にも高い倍率である。

保育所等定員数及び利用児童数の推移（こども家庭庁）



保育士の有効求人倍率の推移（全国）（こども家庭庁）



このような保育者や小学校教員の需要状況の中、子ども学部子ども学科の学生の就職先は、以下のように推移している。

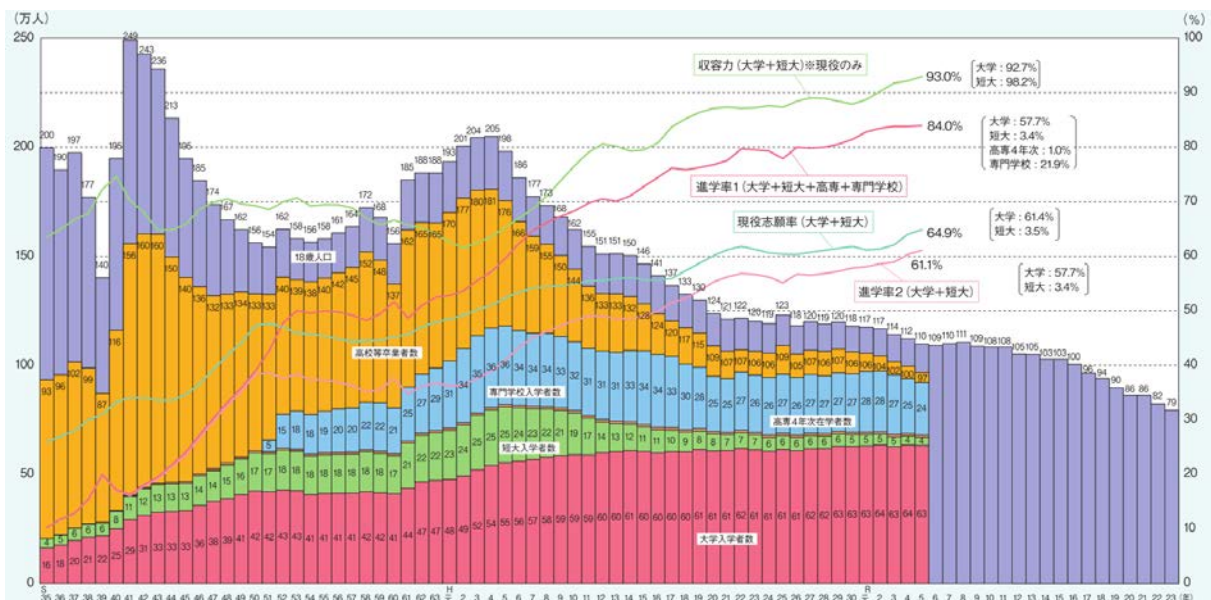
保育学科の就職先等（割合）

	R 3	R 4	R 5
保育所	44.2%	55.7%	45.6%
認定こども園	34.2%	26.8%	29.6%
幼稚園	6.7%	6.2%	13.2%
一般企業	5.9%	5.2%	8.8%
その他	9.9%	6.1%	2.9%

②中長期的な18歳人口等入学対象人口の全国的、地域的動向の分析

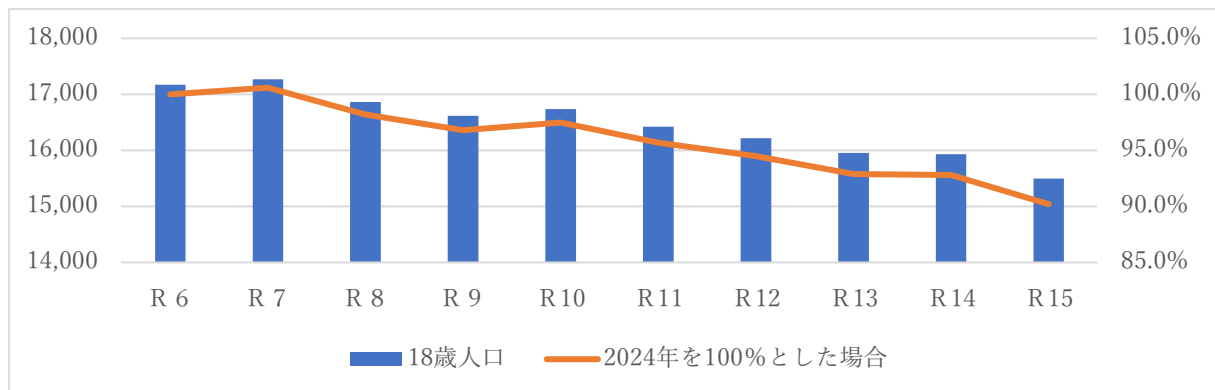
18歳人口は、平成4年の約205万人をピークに令和5年には約110万人まで減少し、国立社会保障・人口問題研究所の令和5年推計（出生中位（死亡中位）仮定）では、23年には79万人に減少すると推計されている。

18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移（令和5年度文部科学白書）



「学校基本調査」をもとに、岡山県の今後10年の18歳人口の推移を予測すると、この10年で17,171人から15,496人に減少することが予測されている。

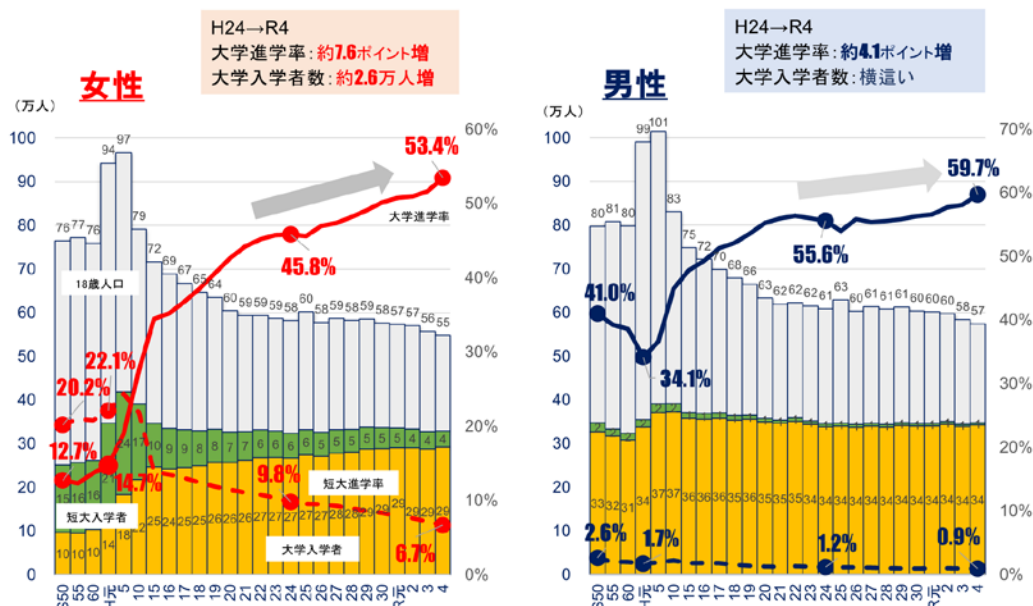
岡山県18歳人口予測値の推移（「学校基本調査」より自作）



その一方で、大学進学率は上昇しているため、18歳人口減がそのまま大学入学者減に結びつくとは考えにくい。特に本学に多く入学する女子の進学率が高まっている。

なお、岡山県の大学進学率も平成19年からの令和4年までの15年で45%から53%へと上昇している。

男女別・18歳人口と大学進学率等の推移（文部科学省）



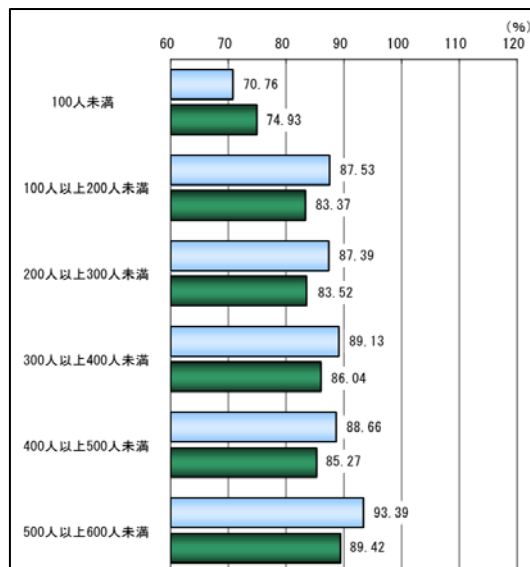
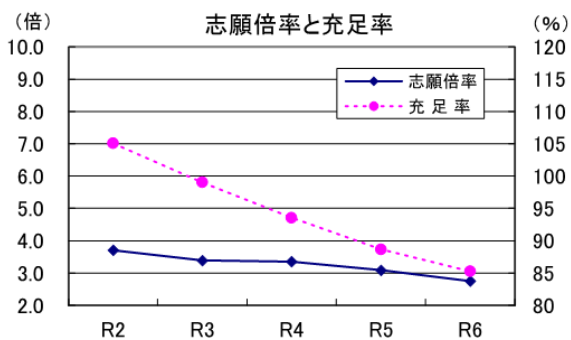
ただ、4年制大学は進学率が高まっているものの、短期大学への進学率は低下している。

日本私立学校振興・共済事業団による「令和6年度大学・短期大学等入学志願動向」による「規模別の動向」を見ると、収容定員を570人から490人に削減し、400人以上500人未満の規模になると、入学定員充足率の全国平均は85.27%となっている。なお、短期大学の規模が大きいほど定員充足率は高く、本学は岡山県で最大規模の短期大学であるため、高い充足率を実現する可能性は高い。

規模別の入学定員充足率

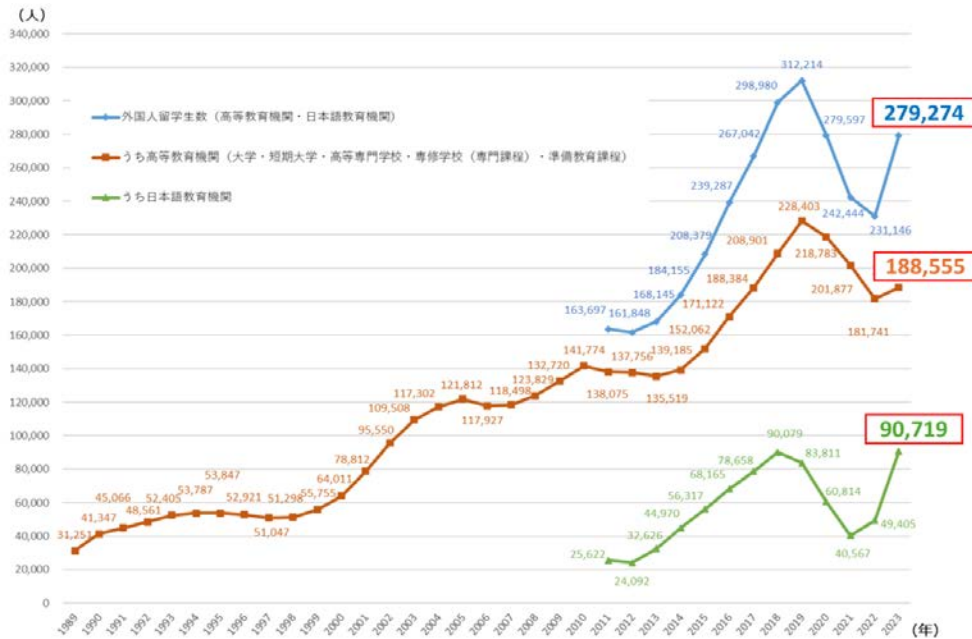
400人以上500人未満

年度	R2	R3	R4	R5	R6
学校数	38	40	40	43	44
志願倍率	3.71	3.39	3.36	3.09	2.75
充足率	105.06	99.04	93.57	88.66	85.27



また、留学生も、コロナ禍が収まり、再び増加している。政府も、高等教育を軸としたグローバル政策を推進し、2027年を目途に激減した外国人留学生の受入れを少なくともコロナ禍前の水準に回復することを目標にした取組に着手した。

外国人留学生数の推移（文部科学省）



本学においても、今年度、岡山市、倉敷市にある大学進学に向けて日本語を学ぶ学校と連携協定を結び、同校の生徒が受験しやすい仕組み（学校推薦型選抜の指定校に位置づけ）をつくった。さらに、中国にある日本への留学を目指す高等学校とも協定を結び、同校から毎年数十人の留学生を受け入れるように準備を進めている。

③収容定員を変更する組織の主な学生募集地域

中国短期大学入学者の71.2%が岡山県内の高等学校出身者である。

保育学科在学生147人の出身高校の所在地は、岡山県104人(70.7%)、広島県32人(21.8%)、愛媛県3人(2.0%)、香川県2人(1.4%)等が多い。

今後も、岡山県からの入学者を中心に学生を確保していく。ただし、保育学科は歴史的に福山市を中心とした広島県東部地域からの入学者が多く、中国地方の中では広島県は短期大学の志願倍率が高いところである。そのため、別紙1の通り定員充足率が低い岡山県だけではなく、広島県東部地域への学生募集の取組を強化する。

④既設組織の定員充足の状況

中国短期大学には、保育学科以外に、総合生活学科、情報ビジネス学科がある。それぞれの入学定員の充足状況は別紙2-1～3の通りである。

過去5年間の入学定員充足率の平均値は、総合生活学科66%、情報ビジネス学科が62%と7割を切る状況である。総合生活学科は、令和3年度から「生活福祉コース」を新設し、介護福祉士の養成(定員20人)を行うこととしたが、高校生の人気がなく、入学者を十分確保できていない。そこで、「韓国」の衣食住や心理学について学ぶ授業科目を新設するなど、高校生にと

って魅力的な学科にするための改革を進めている。

情報ビジネス学科はこれまで確保していた留学生がコロナ禍によって獲得できなくなったことも影響して令和3年度以降は定員充足率6割前後の状況であった。令和6年度には50%を割ったことから、現在、総合生活学科との統合による改組を予定している。

また、来年度以降、留学生の受け入れを推進する。中国にある日本への留学を目指す高等学校と協定を結び、同校から毎年数十人の留学生を受け入れるように準備を進めている。

こうした取組を通して入学定員充足率を100%にすることができると考えている。

総合生活学科・情報ビジネス学科の入学者数・在学生数の推移

	R 2		R 3		R 4		R 5		R 6	
	総生	情ビ	総生	情ビ	総生	情ビ	総生	情ビ	総生	情ビ
入学者数	61	67	50	49	57	45	50	53	61	35
入学定員	85	80	85	80	85	80	85	80	85	80
入学定員充足率	71.8%	83.8%	58.8%	61.3%	67.1%	56.3%	58.8%	66.3%	71.8%	43.8%
在学生数	125	112	112	114	110	94	106	97	109	84
収容定員	170	160	170	160	170	160	170	160	170	160
収容定員充足率	73.5%	70.0%	65.9%	71.3%	64.7%	58.8%	62.4%	60.6%	64.1%	52.5%

(3) 学生確保の見通し

①学生確保に向けた具体的な取組と見込まれる効果

ア 既設組織における取組とその目標

現在の中国短期大学における学生募集のためのPR活動の過去の実績は別紙3の通りである。

学生募集のためのPR活動は入試広報部が担当し、併設する中国短期大学とともに、オープンキャンパスの企画・実施、「大学案内」「入学試験要項」の作成・配布、高校訪問や高校で行われる進学ガイダンスへの参加等を行っている。

本学の場合、オープンキャンパス参加者のおよそ半分が受験し、入学するので、まず、オープンキャンパスの参加者を確保することが重要となっている。そこで、令和4年度は6回開催だったのを、令和5年度からは8回開催している。が、総参加者は微減であった。また、全学的なオープンキャンパスだけではなく、令和6年度より、本学に関心のある一人ひとりの高校生を対象とした「プライベート・オープンキャンパス」を開催するようにし、10人を越える高校生が参加している。

また、高等学校への訪問は、ただ「大学案内」等の資料を配付したり、ガイダンスで大学の説明をするだけではなく、近年は大学教員が高等学校教育に参画し、その専門性を発揮することで、本学の魅力をPRする高大連携事業を重視している。また、3つの高等学校と連携協定を結んで、高大連携事業を継続的に行っている。

このような新しい取組を通じて、定員充足に向けたPR活動を行っている。

イ 収容定員を変更する組織における取組とその目標

保育学科の入学定員・収容定員を削減した後も、上述したものと同様の学生募集のためのPR活動を継続する。

また、入学定員・収容定員を削減しても、教育活動や学生支援については低下するどころか、より丁寧で充実したものになることをPRしていく。そのためには、直接、高校生と話ができる機会を、例えば、高校生を対象としたコンテストや発表会といったイベントへの参加や大学での公開講演会やイベントなどを開催することで、多様に創出する。

さらに、上述したように令和6年度より取り組み始めた留学生を確保する取組も進めていく。

また、大学のブランディングを行うために、令和7年1月に「広報戦略プロジェクト」を組織し、広報活動を一元的に進めていくことも検討している。

このような取組を通して、削減した入学定員の充足を実現する。

ウ 当該取組の実績の分析結果に基づく、収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

①収容定員を変更する組織での入学者の見込み数

従来からの取組に、新たな取組を加えることで、令和6年度以上の入学者を確保する。

保育学科は令和6年度63人だった入学者を80人にすることが最低限の目標である。

②競合校の状況分析（立地条件、養成人材、教育内容と方法の類似性と定員充足状況）

ア 競合校の選定理由と新設組織との比較分析、優位性

私立短期大学で、定員規模の類似性（入学定員40～120人）、学問分野の類似性（家政系・教育系）、所在地の類似性（岡山市・倉敷市）、学力層の類似性（いわゆる偏差値40前後）の観点から以下の競合校を選定した。

大学名	学部・学科名	入学定員	R6入学者	初年度納入金	取得可能資格	教育の特色
中国短期大学 (岡山市)	保育学科	120	63	104万円	保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、母子支援員任用資格、児童生活支援員任用資格、社会福祉主事任用資格、ネイチャーゲームリーダー、メンタルヘルス・マネジメント検定	保育者になるための実践力を高める
山陽学園短期大学 (岡山市)	こども育成学科	100	78	2年:108万円 3年:80万4000円	保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、社会福祉主事任用資格、認定絵本土	子どもの成長に寄り添える保育者
岡山短期大学 (倉敷市)	幼児教育学科	40 (R7~) 70 (~R6)	33	101万7000円	保育士資格、幼稚園教諭二種免許状、社会福祉主事任用資格、図書館司書	子供の未来を育む心豊かな保育者を育成します

競合校との比較では、保育士・幼稚園教諭の養成課程としての教育内容・方法は、指定保育士養成施設指定基準、教育職員免許法、同法施行規則及び教職課程認定基準等に基づいたものであるため大差はない。それらに加えて、どのような資格取得を目指すのかという点において違いがある。本学保育学科では母子支援員任用資格、児童生活支援員任用資格、ネイチャーゲームリーダー、メンタルヘルス・マネジメント検定という他にはない資格を取得することができる。教育方法として特色があるのは、山陽学園短期大学の3年制コースである。本学には3年制コースはないが、長期履修制度を活用することで、2年間の授業料等で3年間学ぶことができる。

イ 競合校の入学志願動向等

競合校となる学科の過去3年間の入学志願状況等（志願者数、受験者数、合格者数、入学者数、定員充足率）は以下のようになっている。

大学名	学部・学科	志願者数			受験者数			合格者数			入学者数			定員充足率		
		R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6	R4	R5	R6
中国短期大学	保育学科	102	92	70	102	92	69	99	91	69	87	84	63	0.73	0.70	0.53
山陽学園短期大学	こども育成学科	87	64	80	87	64	79	86	64	79	80	64	78	0.80	0.64	0.78
岡山短期大学	幼児教育学科	54	41	34	54	41	34	54	41	34	48	38	33	0.69	0.54	0.47

近隣の競合校も定員確保には苦戦しており、競合校にあげた岡山学院大学も入学定員・収容定員を削減している。また、岡山県内の就実短期大学幼児教育学科と美作大学短期大学部幼児教育学科は、令和6年度より学生募集を停止している。これらは、保育士離れや短大離れがその原因となっている。そのため、本学保育学科も入学定員を削減しなければ入学定員を充足することが困難な状況になっている。

その中で、山陽学園短期大学こども育成学科は令和6年度に8割近い入学定員充足率となっている。これは3年制コースが一定効果を現していると考えられる。本学においても、ゆとりを持って履修したいというニーズに対応できるように、長期履修制度を活用した3年間履修の周知を図っていく。

ウ 収容定員を変更する組織において定員を充足できる根拠等（競合校定員未充足の場合のみ）

本学保育学科のこの3年間の入学者数の平均値は78人である。これを令和7年度以降の最低限の数字とし、入学定員を80人に変更し、定員充足率100%の実現を図る。

本学保育学科が、多様な資格が取得できることや3年間での計画的な履修が可能であることをPRすることで入学定員充足の可能性は大きく高まると考えられる。そして、今回の入学定員の削減を契機にして、さらに教育・学生支援の質の向上と広報戦略のブラッシュアップを進めることによって、定員充足は可能と考えている。

エ 学生納付金等の金額設定の理由

授業料等の学生納付金の設定金額については、今回変更しない。

③ 先行事例分析

既設組織を廃止して新設組織を設置する場合ではないため、該当なし。

④ 学生確保に関するアンケート調査

収容定員に係る学則変更の届出であるため、アンケートは実施していない。

⑤ 人材需要に関するアンケート調査等どう影響するのか分析してください。

収容定員に係る学則変更の届出であるため、アンケートは実施していない。

(4) 収容定員を変更する組織の定員設定の理由

これまで述べてきたように、保育系の志願者、短期大学の志願者の減少等を踏まえると、入学定員・収容定員を削減しなければ、定員充足は困難である。

保育学科はこの3年間の入学者数を踏まえて80人とする。この入学定員・収容定員の変更によって、定員充足率100%の実現を図る。

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	カカ マサル 加賀 勝 <令和6年4月>	66	博士 (医学)	761	中国学園大学・中国短期大学学長 (令和6年4月～令和6年12月)

（注） 高等専門学校にあつては校長について記入すること。